

事務連絡
令和4年3月17日

各 都道府県 保育主管部（局）御中
市町村

厚生労働省子ども家庭局保育課

保育所等における新型コロナウイルス検査にかかる関連事務連絡
（集中的実施計画に基づく検査の対象、頻度等）の周知について

今般、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日（令和4年3月17日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が変更され、基本的対処方針の「二（5）3）保育所、認定こども園等」において、保育所等の検査について以下が追記されました。

- ①地域の実情に応じ、感染者が発生した場合の早期の幅広い検査の実施
- ②感染が拡大している又は高止まりしている地域において、保育所等でクラスターが多発する場合には、地域の実情に応じ、職員に対する検査の頻回実施を行う。

上記①については、基本的対処方針の「三（4）検査」の②において「感染が拡大している地域においては、高齢者施設等の有症状の入所者・従事者等に対し、幅広い検査を実施する」また「感染が収束傾向にある地域であっても、地域の実情に応じ、感染者が発生した場合に早期の幅広い検査を実施する」とされている幅広い検査（以下、「幅広検査」という。）を指し、上記②については、基本的対処方針の「三（4）検査」の②において「緊急事態措置区域や重点措置区域においては、（中略）これらの区域に指定された特定都道府県等は、集中的実施計画を策定し、感染多数地域の高齢者施設、保育所、幼稚園、小学校等の従業者等に対する検査の頻回実施を行う」とされている集中的実施計画に基づく検査（以下、「集中検査」という。）を指します。

また、今回の基本的対処方針の変更を踏まえ、今般、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から標題に関する事務連絡（別添）が発出され、

○集中検査について

- ・ 集中検査の対象施設については、高齢者施設等を基本とし、保育所や小学校等も対象とすることができること及びまん延防止等重点措置区域以外の区域であっても集中検査の実施が可能であることを再周知するとともに、保育所や幼稚園、小学校等を集中検査の対象とすることについて検討をお願いする。
- ・ 検査頻度は、できる限り週に1回程度実施、少なくとも2週間に1回程度実

施することを願いますとともに、PCR 検査や抗原定量検査での週に 1 回程度の実施が困難な場合において、抗原定性検査をより頻回に実施することについて検討を願います。ただし、抗原定性検査の場合、検体中のウイルス量が少ない場合には、感染していても結果が陰性となる場合があるため、陰性の場合でも感染予防策の継続を徹底すること。

○幅広検査について

- これまでも感染が拡大している地域においては、高齢者施設等の有症状の入所者・従事者等に対し、幅広い検査を実施するよう依頼してきたが、新規陽性者数が減少傾向となる収束期においても、高齢者施設等はもとより、保育所や幼稚園、小学校等に対し、地域の実情に応じ、感染者が発生した場合には、幅広い検査を実施するようお願いする。

こと等について、示されました。（「高齢者施設や保育所、幼稚園、小学校等の従業者等に対する検査の実施について」（令和 4 年 3 月 17 日事務連絡））

保育主管部（局）におかれましては、保育所等でのクラスターが多発していたり、保育所の設置者や職員、保護者などから検査実施の要望が多数寄せられているなど、保育所等の検査を集中検査に位置付けることを希望する場合は、衛生主管部（局）に積極的に働きかけを行うことを御検討ください。

また、衛生主管部（局）と連携し、地域の検査方針を確認のうえ、保健所等から保育所等へ受検要請があった場合には、保育所等ができる限り職員等に検査を受けさせるよう管内周知をお願いいたします。

なお、事務連絡（別添）の発出に伴う「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q&A について（第十三報）（令和 4 年 2 月 15 日）」の改正は追って行います。

問い合わせ先：

厚生労働省子ども家庭局保育課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

・ 03-5253-1111（内線：4832, 4854）